

土地改良区等における 男女共同参画の推進

土地改良区等においても女性が活躍できる
環境をつくりましょう！



令和4年3月 (Ver. 2)

中国四国農政局農村振興部土地改良管理課

男女共同参画社会の実現が求められています

- ▶ 政府では、誰もが意欲に応じて活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組を実施しています。
- ▶ 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」には、地域農業に大きな影響力を持つ、農業委員、農協役員、土地改良区（土地改良区連合含む）理事について、女性登用の目標が設定されました。
- ▶ さらに、土地改良区等に関しては、令和3年3月に閣議決定された「新たな土地改良長期計画」や、令和3年6月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」においても、理事のみならず総代における女性の役割が極めて低い現状を踏まえ、関係者の女性登用に対する理解の促進や意識改革を進め、土地改良区の女性ネットワーク化などにより、女性活躍に向けた環境づくりを促進する方針が示されたところです。

第5次男女共同参画基本計画の成果目標

	農業委員	農協役員	土地改良区理事
項目1	女性委員が登用されていない組織数	女性役員が登用されていない組織数	女性理事が登用されていない組織数
現状	254/1,702組織	101/611組織	3,737/3,900組織
成果目標 2025年度まで	0	0	0
項目2	女性割合	女性割合	女性割合
現状	12.3%	8.4%	0.6%
成果目標 2025年度まで	20%（早期） 更に30%を目指す	10%（早期） 更に15%を目指す	10%

土地改良区等における女性理事の登用は増加傾向にあります

- ▶ 女性の理事が配置されている土地改良区の地区数の割合は、平成28年度において、中国四国管内では941地区中49地区で**5.2%**です。

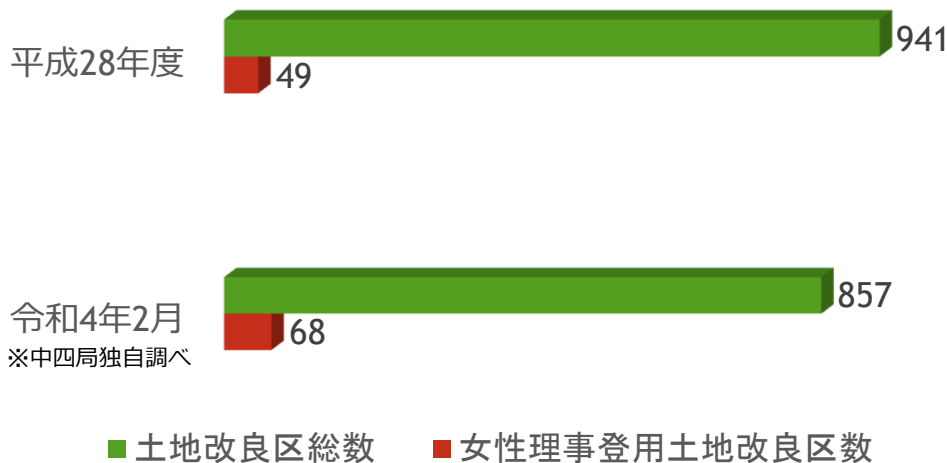
(全国では、3,900地区中163地区で**4.2%**)

- ▶ 女性の理事の人数は、平成28年度において、中国四国管内では、理事総数8871人中67人で**0.75%**です。

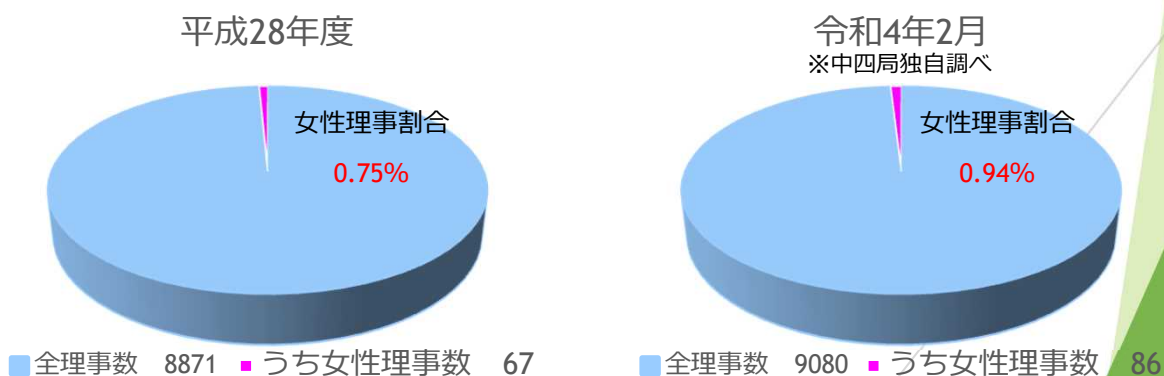
(全国では、理事総数43,204人中258人で**0.6%**)

【参考】平成29年度土地改良区運営実態等統計調査

女性理事が登用されている土地改良区数 (中国四国管内)



土地改良区理事総数に占める女性理事数の割合 (中国四国管内)



女性理事として活躍されている方々



福島 恭子 さん
岡山県議会議員 (H23年～)
吉井川下流土地改良区理事 (H27年～)

吉井川下流土地改良区

- 所在地 : 岡山県備前市
(受益地: 岡山市他3市1町)
- 組合員数: 7702人
- 地区面積: 5403ha
- 理事数 : 16人
うち女性1人

土地改良区の女性理事登用について

母親は、家族の中で一番「食」をつかさどる役割を担っているところが往々にしてあると思います。また、消費ブームも女性がつくるといわれています。

多様性のある考え方を求めていくには、女性の視点や考え方はとても大切だと思います。そういった意味でも、女性理事の登用は意義があることだと思います。

吉井川下流土地改良区には女性の職員が比較的多いです。事務局に女性職員が多い土地改良区の場合、女性理事も活動し易いのではないのでしょうか。土地改良区に女性職員を増やしていくことも重要な視点であると思います。

土地改良区の仕事は、ゲート操作などの力仕事が多く女性が入りにくい、という意見もあります。施設を自動化にするなど、誰でも操作できる環境に変えていくことなども進めていただきたいと思います。

女性が活躍しているモデル地区があれば、その事例をPRしていくことにより女性理事登用推進が図られると思います。



理事の福島さんから貴重な意見を伺いました R3.10.18



小早川 朱實 さん (写真左前)
高松市弦打土地改良区理事 (R2年～)



理事長の英さん、理事の小早川さんから貴重な意見を伺いました R3.10.4 (Webによる)

理事になった経緯

主人が病気で体調を崩したことから、その代わりとして推薦され、令和2年4月の総会において選任されました。

理事としての活動

これまで土地改良区の活動についての経験や知識はほとんどなく、理事になるまでは不安が大きかったのですが、周りの理事の方々に支えられて少しずつではありますが、理事の仕事をごこなしています。それまで農業はしていたものの、土地改良区の活動にはほとんど参加していなかったので、実際に理事の仕事をごこなすことで土地改良区の業務内容への理解が深まり、私自身の視野も広がったと思います。

高松市弦打土地改良区

- 所在地 : 香川県高松市
- 組合員数: 476人
- 地区面積: 133ha
- 理事数 : 10人
うち女性1人

コメント

(英理事長 (写真左奥))

女性が理事に加わることで、理事会も和やかな雰囲気になり、円滑に議事が進行するようになりました。

女性視点からの意見も加わることで、より事業に関しても広範囲に配慮・検討できるようになったと思います。

女性理事として活躍されている方々



池田 美紀子 さん (写真中央)
松山市市坪土地改良区理事 (H28年～)

本田 香苗 さん (写真左)
松山市市坪土地改良区理事 (H30年～)



理事長の本田さん、理事の池田さん、本田さんから貴重な意見を伺いました R3.10.21(Webによる)

松山市市坪土地改良区

- 所在地 : 愛媛県松山市
- 組合員数 : 54人
- 地区面積 : 5 ha
- 理事数 : 7人
うち女性 2人

女性理事登用の経緯

(本田重徳理事長 (写真右)) 組合員の高齢化が進み、理事のなり手がいない中、男女の区別なく理事を登用する必要がありました。当初は女性理事1人でしたが、他の理事が男性ばかりの中で女性1人では活動しにくいと思い、池田さんに2人目の女性理事となっていたとお願いしたという経緯がありました。

理事としての活動

(池田理事) 非常に活動し易い環境です。それぞれの理事の持ち味を生かした活動ができていると思います。女性は肉体的負担がかかる業務は難しいが、自分は書記を担当させてもらっています。

(本田香苗理事) 理事長に助けていただいて楽しくやらせてもらっています。理事の皆さんとお話できるのが楽しいです。

(本田重徳理事長) 女性理事が入ることによって、女性の方の気配りもあり、これまで男性だけだと強く言い合う場面もありましたが、そのようなことがなくなりました。女性では難しい業務はありますが、助け合いながら業務を行っています。高齢化が進む中で、女性も含めて多様な人材を活用することが必要だと思います。



長信 正治 さん (写真左)
田布施土地改良区理事長



理事長の長信さんから貴重な意見を伺いました R3.10.27(Webによる)

田布施土地改良区

- 所在地 : 山口県田布施町
(受益地: 岩国市他2市1町)
- 組合員数 : 849人
- 地区面積 : 420ha
- 理事数 : 27人
うち女性 1人

女性理事登用の経緯

元山口県土地改良事業団体連合会長から紹介を受けて、初の女性理事(員外)が誕生しました。初の女性理事は、土地改良区の仲間と朝市で特産物・加工品の直売や国営土地改良事業の推進にも積極的に御協力いただいた方でした。現女性理事(員内)は、理事をされていた御主人が亡くなられたため、後任を引き受けていただきました。

元々、本土地改良区には男女を問わない傾向があり、女性理事の有無によって、理事会の雰囲気が変わるということはありません。各地域から理事を数名選出しているので、女性であれ男性であれ、理事同士が協力して任務にあたっています。

理事の10%を女性理事とする目標について

当土地改良区は3つの土地改良区が統合し国営事業を実施中のため、女性がどのように携わってくるか不透明な部分があるため目標達成について言及はし難いですが、女性理事登用の目標を達成するためには、まずは、女性に農業に関わってもらい、農業に関心をもってもらうことが重要であり、その先に、女性理事登用の推進があるべきと考えます。ほ場整備予定の地区に熱心に農地を守っている女性の方がいますが、このような方に、整備後の農地で農産物の生産や販売において女性の視点を活かして活躍いただき、そして土地改良区の理事になっていただきたいと思っています。

女性理事として活躍されている方々



高橋 道子 さん (写真左)
新居浜市治良丸土地改良区理事 (R2年～)



理事長の福本さん、理事の高橋さんから貴重な意見を伺いました R3.11.10(Webによる)

新居浜市治良丸土地改良区

- 所在地 : 愛媛県新居浜市
- 組合員数 : 76人
- 地区面積 : 44ha
- 理事数 : 9人
うち女性1人

理事になった経緯と理事としての活動

(高橋理事) 組合員の高齢化が進み、理事のなり手が少ない中で引き受けました。所有農地は貸しております。また、亡くなった主人が農作業をしていたことも知らなかったの、農家であるという意識や土地改良区に対する知識も全くありませんでした。

理事としては、組合員への賦課金の徴収や、水路や土手の清掃などの行事日程を組合員へ周知する連絡係をしています。理事を引き受けたからには、他の組合員に迷惑をかけないように仕事をしています。理事になって困ったことはありません。また、担当地区内の様々な方と話す機会ができたことが、良かったです。

女性理事を登用することについて

(福本理事長 (写真右)) 地区面積は昔より約半分に、組合員は約4分の1に減少しています。組合員の高齢化が進み、男性も理事になる方がいない状況で、女性にも理事になっていただくようお願いをしています。現在は女性理事は高橋理事1人ですが、前は、理事9人中、女性理事は3人でした。当土地改良区における力仕事には、ため池の管理がありますが、施設の管理者がゲート操作や清掃を行っています。そのため、理事自身が力仕事を行う必要はなく、女性も理事の仕事を行っていただけたと思っています。また、女性は真面目で、仕事を丁寧にしてくれます。女性理事10%の目標についても、理事長のやる気次第で目標達成することは可能であると考えます。

女性理事登用に関する意見交換



笠岡湾干拓土地改良区の幹部の皆さんから貴重な意見を伺いました R3.7.15

笠岡湾干拓土地改良区

- 所在地 : 岡山県笠岡市
- 組合員数 : 246人
- 地区面積 : 869ha
- 理事数 : 9人
うち員外1人

中国四国農政局は、令和3年7月15日(木)、笠岡湾干拓土地改良区と土地改良区における男女共同参画推進についての意見交換を行いました。土地改良区からいただいた主な意見を紹介します。

(大平理事長 (写真左))

現在、笠岡湾干拓土地改良区に女性理事はいないが、私の経営する農業生産法人で、女性も多く働いていただいている。女性は男性にはない視点を持っているので、女性からの発言を聞いていて、気づかされることも多い。

女性も含め、多様な農業者が多様な感覚で土地改良区の運営に参画する、ということが重要なので、何らかの働きかけ、何かちょっとした支援策があればはずみがつき、女性理事の登用につながるかもしれない。

(平野副理事長 (写真中央))

生産現場では女性の方が男性より頑張っているという面もあり、女性同士のネットワークも根をおろしている。女性が土地改良区等の理事などの活動をするためには、男性が家事を分担するなど、女性が活動できる環境を創ることが重要。

水土里ネット女性の会との意見交換

中国四国農政局は、管内各県の「水土里ネット女性の会」と、**女性活躍推進に向けた意見交換会**を開催しました。その意見交換会において、発表された意見の一部を紹介します。

○ 令和3年10月1日（金）

「とっとり水土里の女性会」「しまね水土里女性の会」

参加者22名

（両会メンバーである、鳥取・島根の土地改良区、土地改良事業団体連合会や県農林部局の女性職員）



○ 令和3年11月12日（金）

「かがわ水土里ネット女性の会」

参加者12名

（会メンバーである、土地改良区や県土地改良事業団体連合会の女性職員や県農政局の女性職員）



○ 令和3年11月25日（木）

「やまぐち水土里ネット女性の会」

参加者10名

（会メンバーである、土地改良区や県土地改良事業団体連合会の女性職員、農協の元理事、元県農家生活改善士等）



※各県とも、ワークショップ形式で意見交換を行いました。

水土里ネット女性の会の設立による効果について

- ・ 地区を越えた交流により見聞が広がり、職員の意識改革や、業務効率化につながっている。例えば、複式簿記導入に関して、一人ではわからないことを近隣の土地改良区と相談できるようになった。
- ・ 地区や年齢を超えた交流ができ、ロールモデルとなる人と出会えた。
- ・ 会の役員のリダーシップが非常にあり、雰囲気がよく、みんな積極的な意見が出しやすい。
- ・ この女性の会を今後も続けていくことが大切。今後も続けていきたい。

土地改良区における女性の総代や理事への登用の可能性について

- ・ 女性理事はいないが、女性総代が2名いるので、今後女性理事の登用の可能性はあると思う。
- ・ 男性でも理事のなり手がいない現状。制度を創設して、女性登用を促進するしかないのでは。
- ・ 特に田舎においては、女性の発言権がないのが現状。このような状況を打破するためには、法律等で強力に女性役員登用を進めることが近道ではないか。
- ・ 多くの女性が農業土木を知らないため、女性理事を登用する可能性は低いと思う。
- ・ 女性理事のサポート役がいると女性理事登用の可能性は高くなると思う。
- ・ 自分の土地改良区では最近、員外の女性監事が就任した。一人女性がいると、次の改選時には女性が入りやすくなる。
- ・ 女性理事登用の目標が設定されたことは、年配の男性役員意識を変えるよいきっかけになった。
- ・ 女性は理事になるのに、年齢を問われたり、実績がないとなれないという状況がある。
- ・ 初めて理事になるときに緊張したりするのは男性も同じ。男性、女性ということなく、一緒になってやろうという雰囲気ができればよい。

土地改良区における女性活躍の推進に必要な取組について

- ・ 活動の様子を積極的に発信（SNSの活用）し、女性のみならず、若者など多様な人々の土地改良区への関心を高めたい。
- ・ 活躍している女性理事や女性総代の方の経験談を聞き、女性が活躍することのメリットについて、組織の内外が実感できるようにする。
- ・ 営農に女性が関わるのが少ない。まずは営農分野に女性が進出することが必要。農業の魅力を一般の方に発信していき、若い女性の方に農業に参画してもらうことが必要。
- ・ 土地改良区の事業を知らない女性の方々に、いろいろな機会や企画を通じて、土地改良区のことを理解してもらい馴染みを持ってもらう。

土地改良区内に女性の会発足

中国四国管内において初となる、土地改良区の女性の会「**ひかわ水土里女性の会**」が、令和3年12月23日（木）、島根県出雲市斐川町において設立されました。

「笑顔あふれる花のまちひかわ」をスローガンに、出雲市斐川町において花づくりに関わる活動を行っている方々を中心に、60名の女性（土地改良区関係者、花づくりの会関係者、地域コミュニティセンター関係者など）を会員とする水土里女性の会を設立し、花に囲まれた美しい「花のまちひかわ」の農業・農村環境づくりに取り組まれることとなりました。

ひかわ水土里女性の会（事務局：出雲市斐川土地改良区）は、会員相互の親睦を深めることで会員のネットワークを醸成し、自己研鑽を図るとともに、女性の発想力と能力等を活かした斐川地域の農業農村活性化等に寄与することを目的としています。

会の活動は、「花のまちひかわ」への取組に向けた意見交換や花づくり研修会の開催、そしてブログ（「みどりの風だより～築地松のふるさと斐川町から～」）を活用した会の活動の広報に取り組むこととしています。

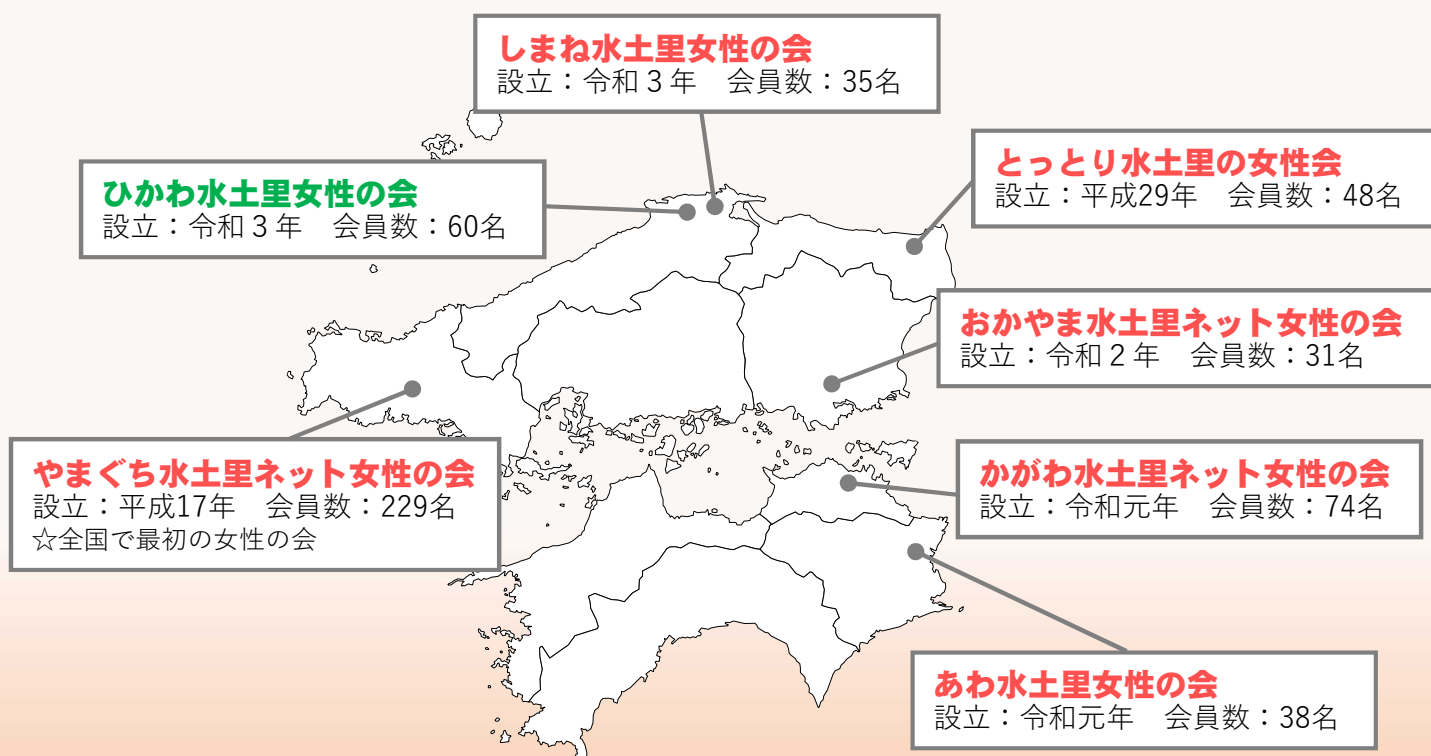


設立総会が行われた会場は、「花のまちひかわ」を象徴するように、出荷の最盛期を迎えた色とりどりのシクラメンの鉢植が飾られ、華やかな雰囲気になりました。

また、設立総会后には、寄せ植え教室が開催され、会員のみなさんお揃いでシクラメンを始め7種類の花々の寄せ植えを楽しみました。



中国四国管内の**水土里ネット女性の会**

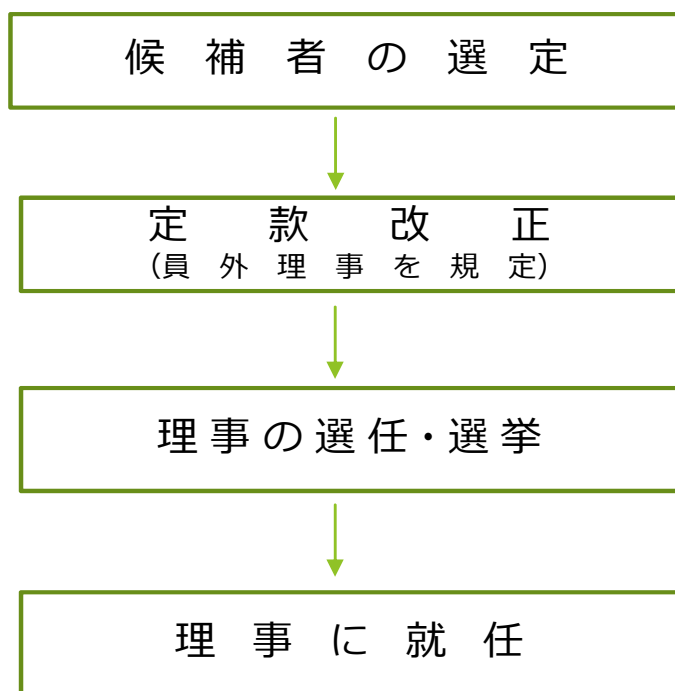


土地改良区等における 女性理事の登用

各土地改良区においてそれぞれ工夫をしながら女性理事の登用を進め女性が活躍できる環境をつくりましょう。

- ▶ 地区内において活躍されている女性農業者、既に農業委員や農協役員として活躍している方々などから、女性理事の候補者（被選任・被選挙人）を選びましょう。
- ▶ 候補者が組合員でない場合には、員外理事制度を積極的に活用しながら、女性理事の登用を進めましょう。

【員外理事の選定フロー図】



【員外理事について】

土地改良法においては、土地改良区等の理事について、総数の40%未満までは員外からの理事の選定が認められています。

土地改良法第18条第5項

土地改良区の理事（設立当時の理事を除く。）の定数の少なくとも五分の三は、次に掲げる要件の全て（当該土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む組合員が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合にあつては、第一号に掲げる要件）に該当する者（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。

- 1 当該土地改良区の組合員であること。
- 2 耕作又は養畜の業務を営む者であること。

第5次男女共同参画基本計画

(土地改良区関係関連施策部分抜粋)

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第3分野 地域における男女共同参画の推進

2 農林水産業における男女共同参画の推進

「食料・農業・農村計画」等に基づき、女性の経営への参画を推進するとともに、地域をリードする女性農林水産業者を育成し、農山漁村に関する方針策定への女性の参画を推進する。また、女性が働きやすい環境の整備や育児・介護等の負担の軽減、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組を推進する。

ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

① 地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員会や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び**土地改良区等の理事に占める女性の役割の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進する**。また、改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機会を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。また、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。

新たな土地改良長期計画

(土地改良区関係関連施策部分抜粋)

政策課題2 多様な人が住み続けられる農村の振興

【政策目標3】

所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出

施策6 農業・農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営体制の強化

土地改良区については、組合員の高齢化や土地持ち非農家の増加、大規模経営体と小規模農家との二極分化など農業・農村構造の変化に直面する中で、その存立基盤である地域のコミュニティ機能を活用しながら、災害時の対応やICTを活用した業務の省力化、担い手のニーズに対応した用水の配分など、現場の多様な課題に積極的に対応していく必要がある。

このため、幅広い経営形態・規模の農業者が運営に参画することで土地改良区の活動を活性化するとともに、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号。平成31年4月施行。）において措置された運営基盤の強化のための新たな制度の定着・活用を進めながら、多様な人材に開かれた中長期的に持続可能な組織運営体制の確立に取り組む。

さらに、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、国、都道府県、土地改良事業団体連合会等が連携して、土地改良区における女性理事の登用等の取組を促進する。その際、土地改良区の理事のみならず、総代における女性の割合が極めて低い現状等を踏まえ、土地改良区関係者の男女共同参画に対する理解の促進や意識改革を進めながら、比較的組織運営体制の整った土地改良区等から実現を目指す。また、土地改良区の女性職員同士のネットワーク化など、女性活躍に向けた環境づくりを促進する。

また、農業・農村の有する多面的機能を次世代に継承し、その便益を国民が幅広く享受できるよう、多面的機能支払等の活動を通じて集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、活動組織の広域化や集落内外の多様な人材の確保を推進していく必要がある。

お問い合わせ先

農林水産省 中国四国農政局

農村振興部土地改良管理課（電話：086-224-4511 内線2545）